

令和3年度子育て講座等実施事業募集要領 Q&A

【託児に係る経費について】

Q1 講座実施時に託児を設けたい。事業対象経費については、実施に必要な外部講師への謝金、旅費、使用料及び賃借料（会場借上げ料等）となっているが、託児に係る経費は対象となるか。

A1 託児については、事業対象経費に含めて良いと考えます。その際は、ほか経費と合わせて1回あたり3万円以下となるようにご注意ください。

また、別紙2及び別紙3の記載にあたっては、「報償費」の項目に金額を入力の上、託児に係る役務費である旨、かっこ書き等で追記してください。

【会員と講師料について】

Q2 応募団体の会員が講師となる場合、講師料は発生するか。

A2 外部講師への謝金を対象としているため、応募者が団体の場合、当該団体へ所属する方への謝金は対象になりません。

ただし、応募者の所属先でないサークルの会員へ講師を依頼した場合、当該講師へ支払う謝金は対象として差し支えありません。

【開催日程について】

Q3 講師や会場等の兼ね合いで、応募内容から日時等の変更があった場合は問題ないか。

A1 あくまで計画のため、応募後の日程の変更については差し支えありません。

また、実施日の記載についても「〇月上旬」等、応募時点での計画を記載いただいかまいません。